

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		艦修 1		科 目 細分		艦船整備費 艦船修理費 艦船修理費（艦船整備・雑役）			
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄							
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係			
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課 長 等	補 佐	供用官	係										
行 為 名 称		算 出 内 訳			時期、場所、人員、その他							契約方式		一般 指名 随 意		根拠法令		会計法第29の3 第 項 予決令第 条第 項第 号	
カッター(10隻)年次修理(前期)		一式			仕様書のとおり							選 定 業 者				契 約 条 件			
												予 定 価 格		総 額		算 出 の 基 礎			
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分							
備考										入札日時		年 月 日 時 分							
		課室名		訓練課舟艇係		要求者氏名		伊藤 肇英		電話番号		2600							

仕 様 書

品 名	数 量	調達要求番号	艦 修 1
		内 訳	
カッター(10隻)年次修理(前期)	1 式	01・12・13・21・22・23・ 31・33・42・43号艇	

1 総則

適用範囲

本仕様書は、防衛大学校で所有するカッター01・12・13・21・22・23・31・33・42・43号艇の年次修理（以下、「本役務」という）について適用する。

2 修理実施場所

防衛大学校 走水海上訓練場

3 保安等

- (1) 本役務の安全管理は、契約相手方の責任において措置するものとし、官側に故意又は重大な過失がない限り、発生した事故等について官側は一切その責任を負わないものとする。
- (2) 本役務により生じた交換部品等の廃材は、契約担当官等の確認を得た後、発生材調書を添えて走水海上訓練場に集積するものとする。

4 修理内容

修理内容については、別紙「カッター（10隻）年次修理(前期)要領書」のとおり。

5 検査等

完成検査は、防衛大学校走水海上訓練場で実施する。完成検査の3日前までに契約担当官等へ申請するものとし、試験要領案を併せて提出するものとする。

6 提出

修理報告書

写真又は画像資料をもって修理報告書とし、本役務終了後速やかに2部を官側に提出する。(A4版左綴)

写真：L版/ファイルA4版左綴りのものとする。

画像資料：A4版用紙に写真L版と同等の大きさを貼りつけるものとする。

7 その他

- (1) 本役務の開始及び終了の時期を契約担当官等と協議の上、調整するものとし、契約

相手方は調整済みの工程表を作成し官側に提出するものとする。

- (2) 防衛大学校走水海上訓練場内で使用する、電気水道料等については官側支給とする。
- (3) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合又は、本仕様書の定める役務を行っても本来の機能が復旧しなかった場合、契約相手方は不具合対策表（様式任意）を作成し、契約担当官等と協議するものとする。

カッター(10 隻)年次修理(前期)要領書

1 カッターの陸揚げ及び降下

- (1) 日程を官側と調整の上、クレーンを契約相手方手配により準備し、カッターの陸揚げ及び移動を実施する。完成検査終了後、降下させる。
- (2) 官側にて安全監視、艇内作業及び陸上でのカッターの固定又は海上係留の支援を行う。
- (3) カッターの上架期間中に合わせ官側でも艇の自隊整備（ペイント塗装等）を行うため、作業日程等官側と調整する。

2 塗装

- (1) 12・22号艇の外板塗装を行う。
- (2) 工事要領
 - ア 飛散防止処置を施し、官側立会いのもと状況確認を行う。
 - イ 外舷（金属部を含む33.4㎡）のスクレープ及び真水流しを行い、損傷箇所のパテ補修及び塗装前処理を行う。
 - ウ 外舷（金属部を含む33.4㎡）を塗料（ユニマリン灰色1008）で2回吹付け塗装する。

3 修理及び交換

- (1) 01・12・13・21・22・23・31・33・42・43号艇における木部の修理及び交換を行う。材料等寸法の細部については、現装備品と同一とする。なお、交換する木部には防腐剤を2回塗布する。

ア 01号艇

- (ア) 右舷前部上縁を交換する。(2100×20×30t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)
- (イ) 左舷前部上縁を交換する。(2100×20×30t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)
- (ウ) 右舷1番かい座補強材を交換する。(350×150×40t)
- (エ) 右舷5番かい座補強材を交換する。(350×150×40t)
- (オ) 右舷2番足掛け受台亀裂修理、FRP補修を行う。
- (カ) 左右舷3番足掛け受台亀裂修理、FRP補修を行う。
- (キ) 左右舷4番足掛け受台亀裂修理、FRP補修を行う。
- (ク) 4番漕手座を交換する。(2450×200×35t)
交換後、端はパテ埋め処理とする。
- (ケ) 5番漕手座を交換する。(2450×200×35t)
交換後、端はパテ埋め処理とする。

- (コ) 左舷後部上縁を交換する。(2100×20×30t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)
- (サ) 艇尾板上縁を交換する。(1650×200×70t) (曲がり115)
- (シ) 艇尾副材(外側)を交換する。(1540×400×33t)

イ 12号艇

- (ア) 左舷中部縁板を交換する。(1000×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 2個)
- (イ) 左舷中部上縁を交換する。(800×20×30t)
- (ウ) 左舷後部縁板を交換する。(2000×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)
- (エ) 左舷後部上縁を交換する。(2100×20×30t)
- (オ) 左舷後部防舷材を交換する。(800×360×150t)
- (カ) 艇尾板上縁を交換する。(1650×200×70t) (曲がり115)

ウ 13号艇

- 6番漕手座を交換する。(2300×200×35t)

エ 21号艇

- (ア) 左舷前部縁板を交換する。(2250×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個 校章取外し復旧 1個)
- (イ) 左舷前部上縁を交換する。(2100×20×30t)
- (ウ) 右舷2番かい座補強材を交換する。(350×150×40t)
- (エ) 右舷中部縁板を交換する。(1000×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 2個)
- (オ) 右舷中部上縁を交換する。(800×20×30t)
- (カ) 右舷後部上縁を交換する。(2100×20×30t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)

オ 22号

- (ア) 右舷前部縁板を交換する。(2250×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個 校章取外し復旧 1個)
- (イ) 右舷前部上縁を交換する。(2100×20×30t)
- (ウ) 右舷前部縁板支柱を交換する。(60×160×40t)
- (エ) 右舷後部縁板を交換する。(2000×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)
- (オ) 右舷後部上縁を交換する。(2100×20×30t)

カ 23号

4番漕手座を交換する。(2450×200×35t)
交換後、端はパテ埋め処理とする。

キ 31号艇

- (ア) 4番漕手座を交換する。(2450×200×35t)
交換後、端はパテ埋め処理とする。
- (イ) 6番漕手座を交換する。(2300×200×35t)

ク 33号艇

- (ア) 1番漕手座を交換する。(旗竿、天幕支柱受座有)(1700×200×35t)
- (イ) 左舷3番かい座補強材を交換する。(350×150×40t)
- (ウ) 左舷6番かい座補強材を交換する。(350×150×40t)
- (エ) 右舷後部防舷材を交換する。(800×360×150)

ケ 42号艇

- (ア) 右舷前部縁板を交換する。(2250×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個 校章取外し復旧 1個)
- (イ) 右舷前部上縁を交換する。(2100×20×30t)
- (ウ) 3番漕手座(マストクランプ有)を交換する。(2450×280×35t)
交換後、端はパテ埋め処理とする。
- (エ) 左舷後部上縁を交換する。(2100×20×30t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 1個)

コ 43号艇

- (ア) 2番漕手座を交換する。(1700×200×35t)
- (イ) 右舷中部縁板を交換する。(1000×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 2個)
- (ウ) 右舷中部上縁を交換する。(800×20×30t)
- (エ) 左舷中部縁板を交換する。(1000×160×20t)
(付帯工事 かい座取外し復旧 2個)
- (オ) 左舷中部上縁を交換する。(800×20×30t)

4 準備品

表1に示す部品等を準備する。別途、交換を要する部品等が発生した場合は官側に報告するものとする。なお、交換箇所の位置は、別図1～9に示す。

表1 準備品

項 目	名 称	材料及び寸法 (mm)	数量
3(1)ア(7)	右舷前部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)ア(イ)	左舷前部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)ア(ウ)	右舷1番かい座補強材	樫 350×150×40t	1 個
3(1)ア(エ)	右舷5番かい座補強材	樫 350×150×40t	1 個
3(1)ア(オ)	右舷2番足掛け受台	ガラスマット#450 サンドーマ FH-123NM 同等品も含む	1 式
3(1)ア(カ)	左右舷3番足掛け受台	ガラスマット#450 サンドーマ FH-123NM 同等品も含む	1 式
3(1)ア(キ)	左右舷4番足掛け受台	ガラスマット#450 サンドーマ FH-123NM 同等品も含む	1 式
3(1)ア(ク)	4番漕手座	樫 2450×200×35t ポリエステルパテ 同等品も含む	1 枚 1 式
3(1)ア(ケ)	5番漕手座	樫 2450×200×35t ポリエステルパテ 同等品も含む	1 枚 1 式
3(1)ア(コ)	左舷後部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)ア(サ)	艇尾板上縁	樫 1650×200×70t(曲り 115)	1 枚
3(1)ア(シ)	艇尾副材 (外側)	樫 1540×400×33t	1 枚
3(1)イ(7)	左舷中部縁板	樫 1000×160×20t	1 枚
3(1)イ(イ)	左舷中部上縁	樫 800×20×30t	1 枚
3(1)イ(ウ)	左舷後部縁板	樫 2000×160×20t	1 枚
3(1)イ(エ)	左舷後部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)イ(オ)	左舷後部防舷材	樫 800×360×150t	1 枚
3(1)イ(カ)	艇尾板上縁	樫 1650×200×70t(曲り 115)	1 枚
3(1)ウ	6番漕手座	樫 2300×200×35t	1 枚
3(1)エ(7)	左舷前部縁板	樫 2250×160×20t	1 枚
3(1)エ(イ)	左舷前部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)エ(ウ)	右舷2番かい座補強材	樫 350×150×40t	1 個
3(1)エ(エ)	右舷中部縁板	樫 1000×160×20t	1 枚
3(1)エ(オ)	右舷中部上縁	樫 800×20×30t	1 枚
3(1)エ(カ)	右舷後部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)オ(7)	右舷前部縁板	樫 2250×160×20t	1 枚
3(1)オ(イ)	右舷前部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)オ(ウ)	右舷前部縁板支柱	樫 60×160×40t	1 枚
3(1)オ(エ)	右舷後部縁板	樫 2000×160×20t	1 枚
3(1)オ(オ)	右舷後部上縁	樫 2100×20×30t	1 枚
3(1)カ	4番漕手座	樫 2450×200×35t ポリエステルパテ 同等品も含む	1 枚 1 式
3(1)キ(7)	4番漕手座	樫 2450×200×35t ポリエステルパテ 同等品も含む	1 枚 1 式
3(1)キ(イ)	6番漕手座	樫 2300×200×35t	1 枚
3(1)ク(7)	1番漕手座 (旗竿、天幕支柱受座有)	樫 1700×200×35t	1 枚
3(1)ク(イ)	左舷3番かい座補強材	樫 350×150×40t	1 個

準備品（続き）

項 目	名 称	材料及び寸法（mm）	数量
3(1)ク(カ)	左舷6番かい座補強材	樺 350×150×40t	1 個
3(1)ク(キ)	右舷後部防舷材	樺 800×360×150	1 枚
3(1)ケ(カ)	右舷前部縁板	樺 2250×160×20t	1 枚
3(1)ケ(キ)	右舷前部上縁	樺 2100×20×30t	1 枚
3(1)ケ(ク)	3番漕手座（マストクランプ有）	樺 2450×280×35t ポリエステルパテ 同等品も含む	1 枚 1 式
3(1)ケ(ケ)	左舷後部上縁	樺 2100×20×30t	1 枚
3(1)コ(カ)	2番漕手座	樺 1700×200×35t	1 枚
3(1)コ(キ)	右舷中部縁板	樺 1000×160×20t	1 枚
3(1)コ(ク)	右舷中部上縁	樺 800×20×30t	1 枚
3(1)コ(ケ)	左舷中部縁板	樺 1000×160×20t	1 枚
3(1)コ(カ)	左舷中部上縁	樺 800×20×30t	1 枚

5 官給品

官給品は、表2とする。

表2 官給品

項目	品 名	番号等	数量
2(2)ウ	ユニマリン灰色（4kgセット）	1008	6セット
	ウレタン用シンナー（希釈用）（40缶）	ウレタンシンナーA	3 缶
3(1)	防腐剤	クレオトップクリアー（2.50缶）	3 缶

6 完成検査

2・3項の修理交換終了後、官側立会いのもと完成検査を行う。

7 資 料

写真又は画像資料の撮影箇所及び撮影枚数は、下記のとおりとする。

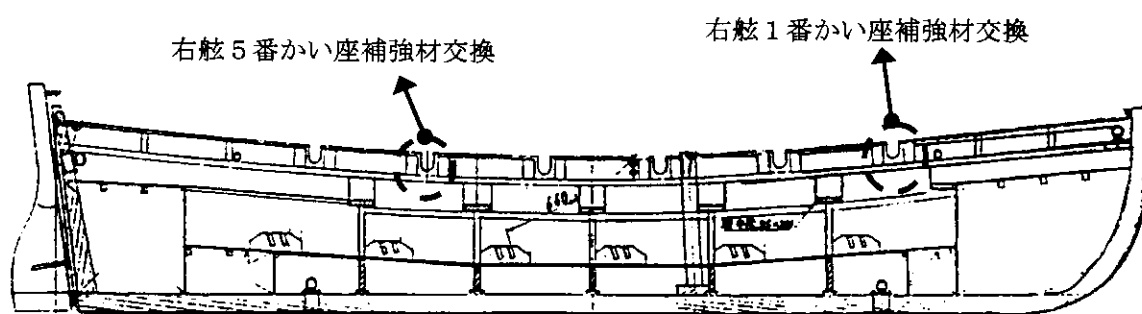
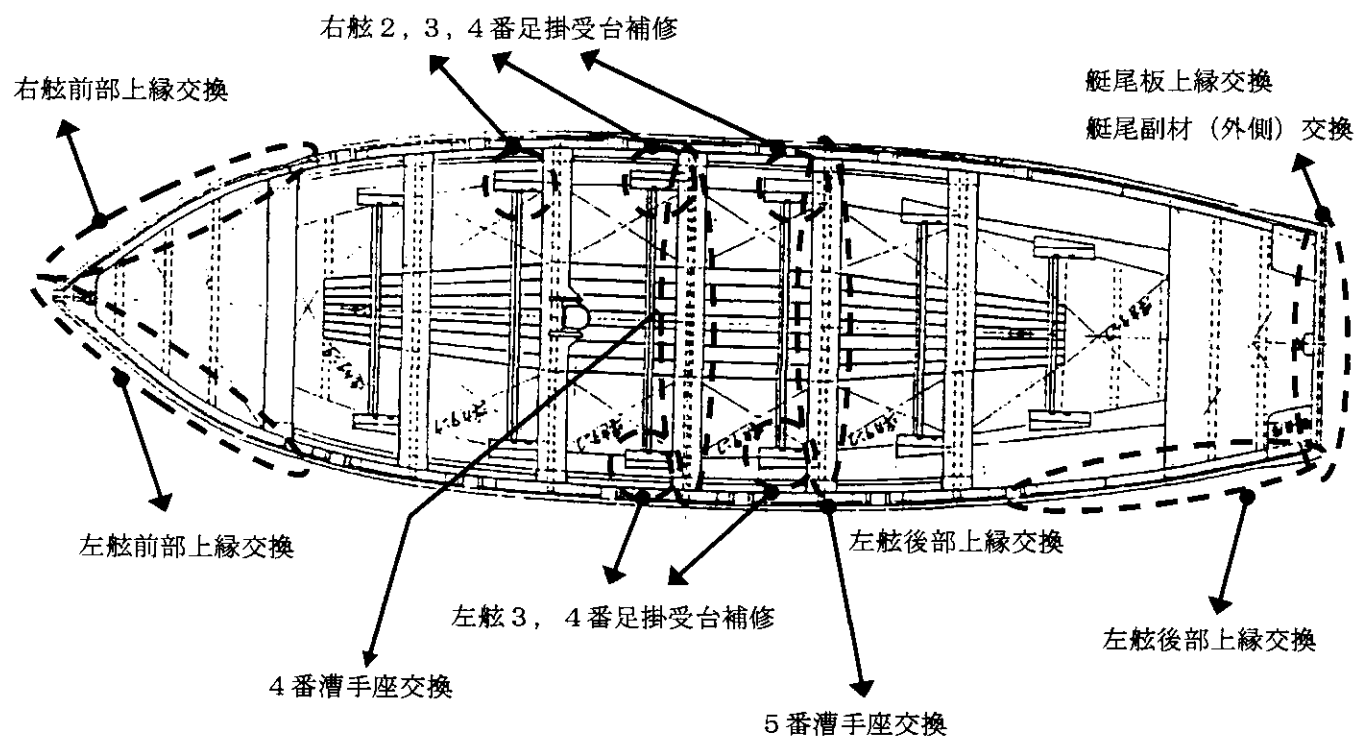
ア 陸揚げ時 船底 前後左右（各1枚）

イ 交換木部等 修理前（各1枚）

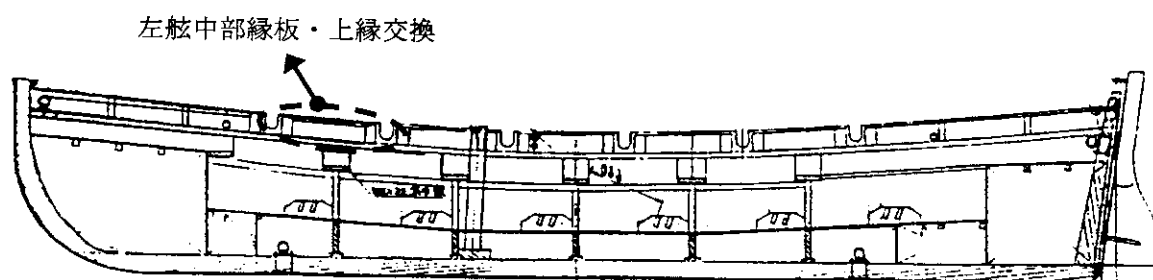
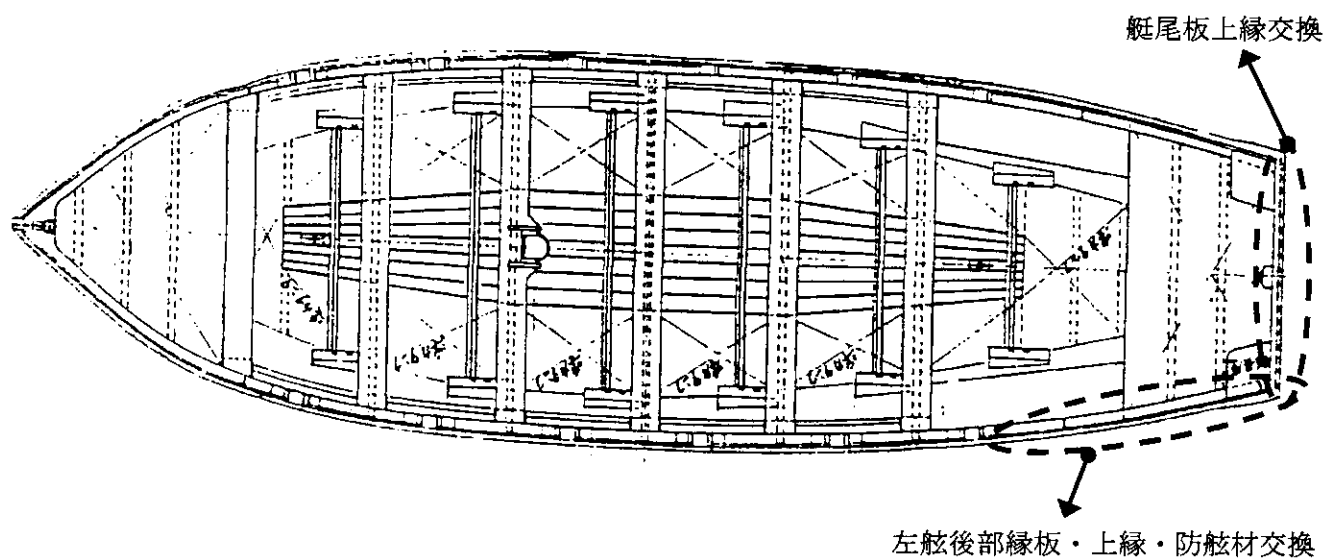
ウ 交換木部等 修理後（各1枚）

上記撮影箇所のほか、検査及び一般修理において官側に報告が必要な箇所については、適宜撮影を行うものとする。

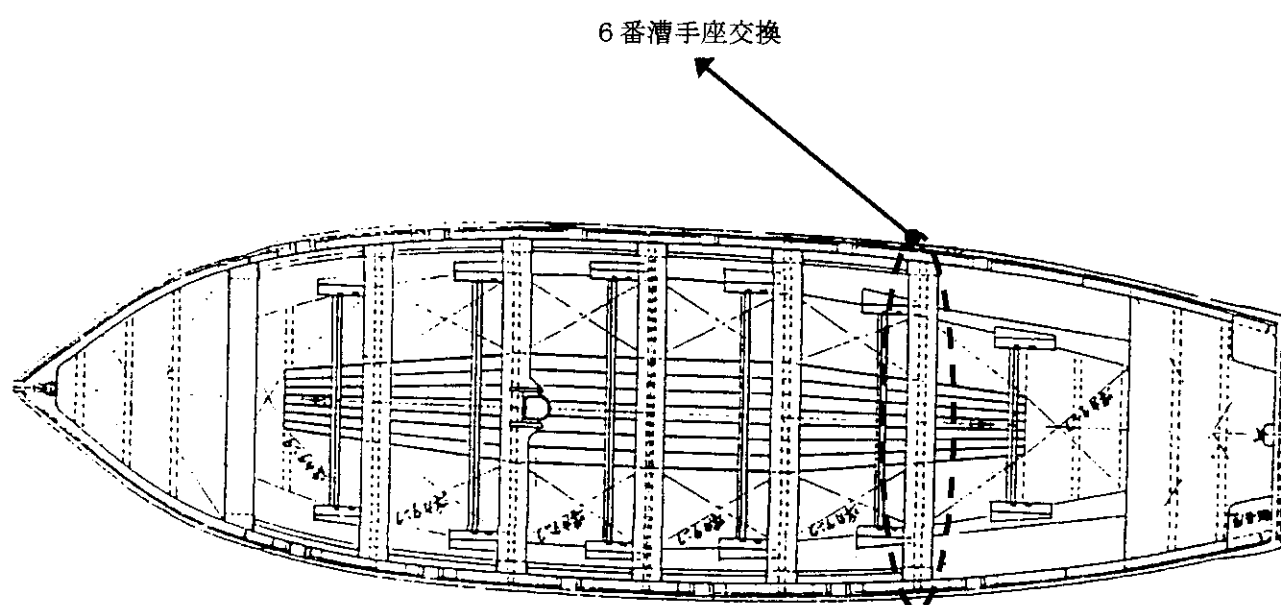
01号艇



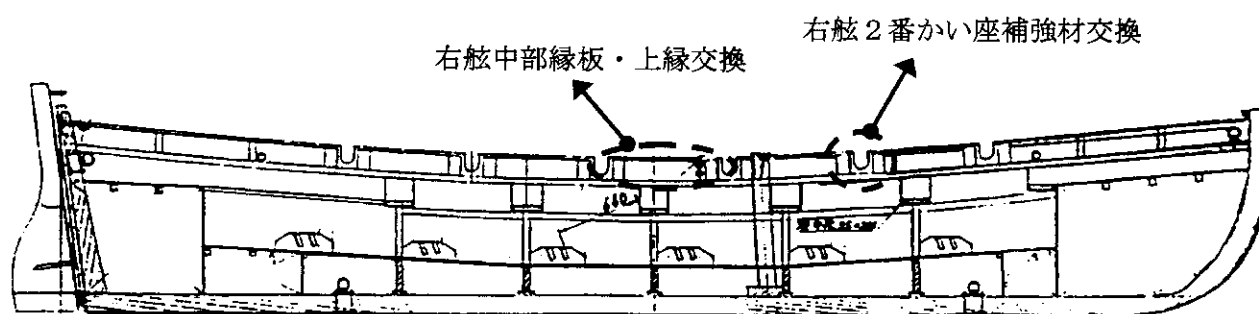
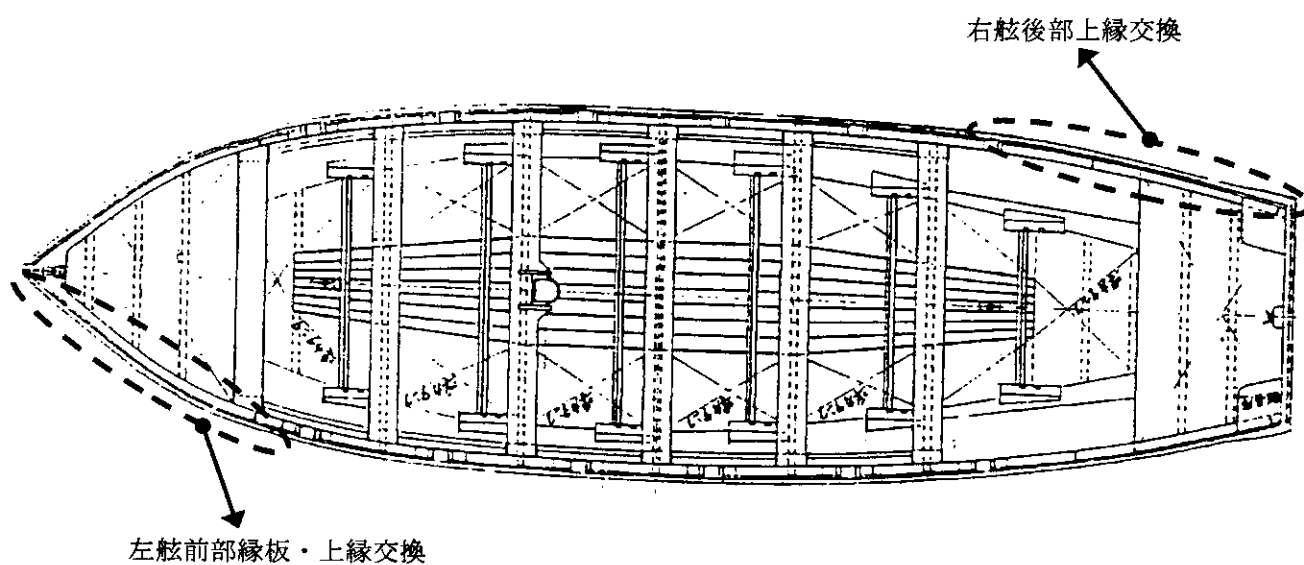
1 2 号艇



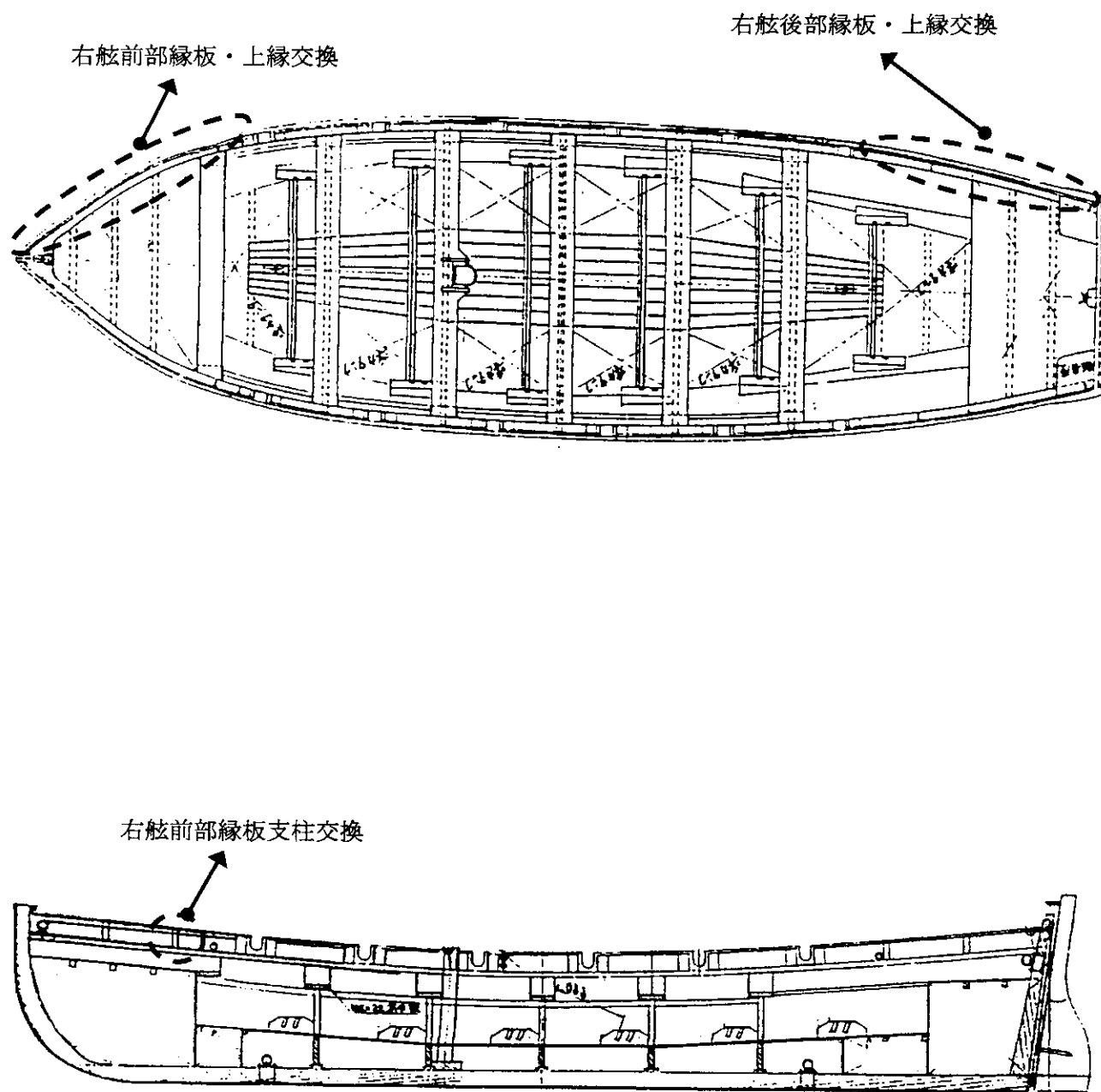
13号艇



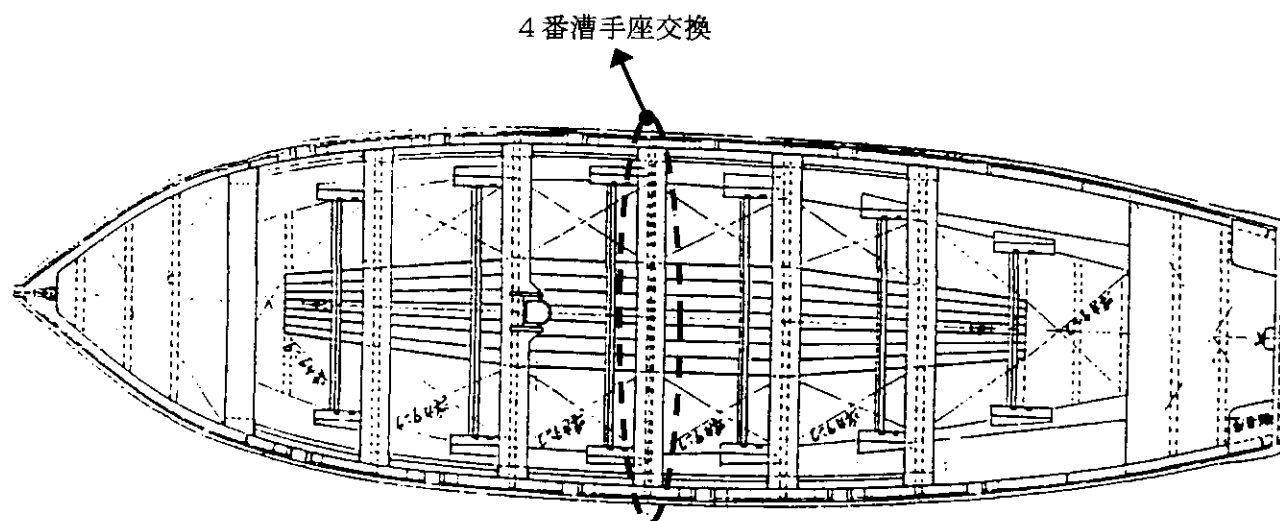
2 1 号艇



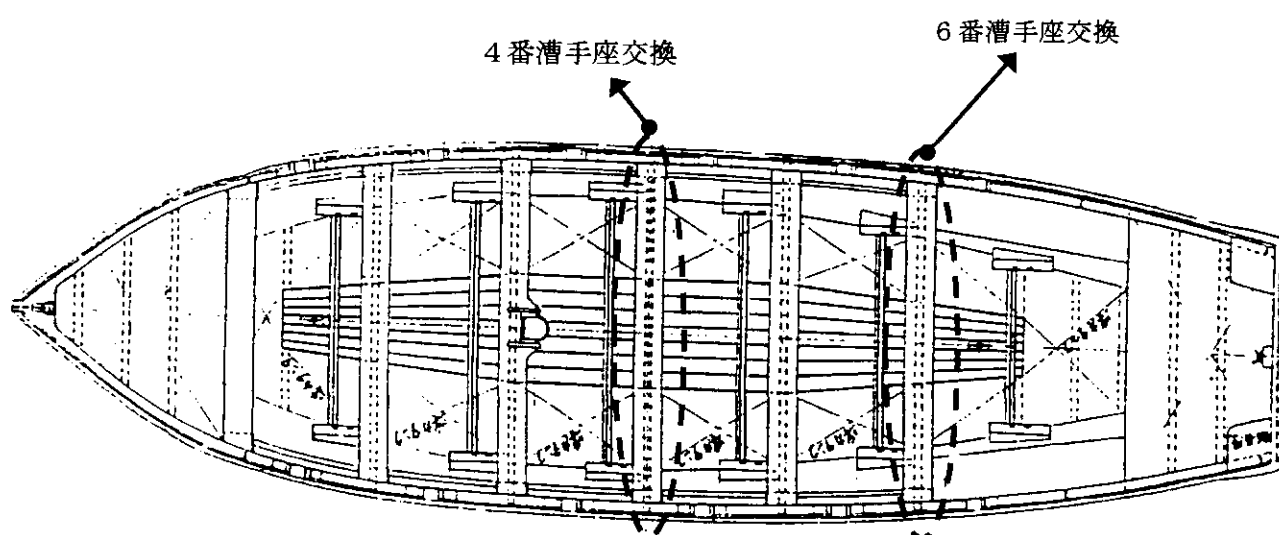
2 2 号艇



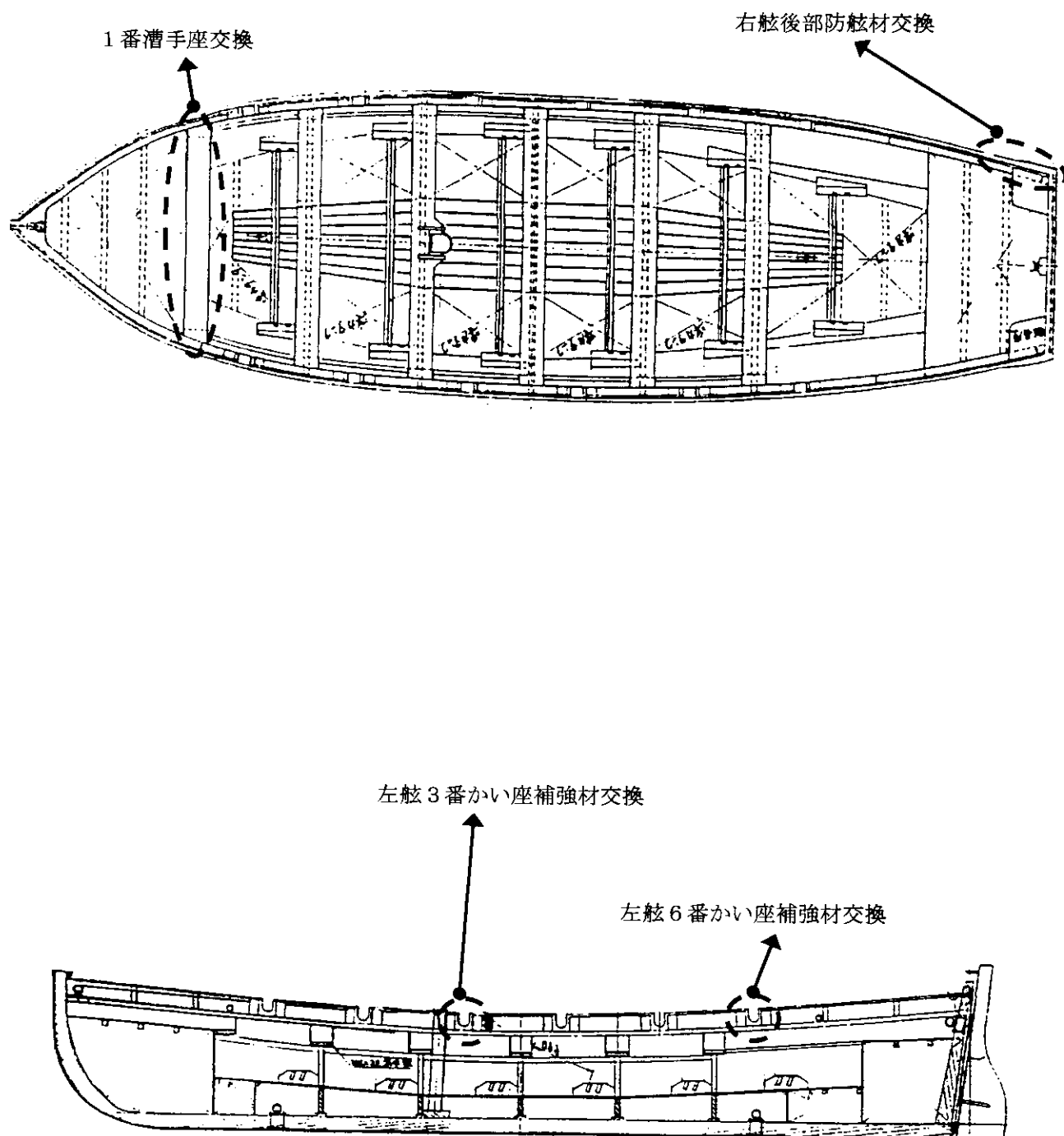
23号艇



31号艇



33号艇



4 2 号艇

